

「共謀罪 平成の治安維持法」

治安維持法による思想・言論弾圧が激化していた1933(昭和8)年。共産党活動をしたり、各地で裁判官や裁判所の職員が逮捕される事件があった。「司法官赤化事件」。その中には、長崎地裁判事だった為成豊之助氏(享年92)もいた。

為成氏は大分県中津市出身。大学卒業後、28年に東京地裁で司法官候補(現在の司法修習生)となった。この頃、治安維持法(25年公布)による弾圧は徐々に激しさを増していた。

任官後、東京で革新政党的の集いに参加した。警察官が突然「中止」と怒鳴り、無理やり解散させられた。聴衆にもまれながら場外に出る際、為成氏は警察官に頭を殴られ、警察署に留置された。

同僚の男が興奮して「神武天皇は強盗だ」と叫んだところ、警察官に「不敬者」と引きずり出され、しばらくして息も絶え絶えになって戻ってきた。

集「瑞兆を懐む」でこう振り返っている。

「散会者を手あたり次第に捕まえるという無謀極まる弾圧」の網にひっかけられた「始めて見た」こう問ふりは、私に強烈な印象を与えた。正義感はやさぐられ、在来の司法官感覚とは異なるものに育って行くきっかけとなった」

30年、長崎地裁に赴任。為成氏は同僚らとグループをつくり、「赤旗」などの出版物を購読。文化サークルにも入



為成豊之助氏

為成判事(長崎地方裁判所)

依願免本官となる

長崎地方裁判所長崎支部長に就任した為成判事は、依願免本官の旨があった。

巴里着の
ハム司氏

米國が獨立運動の田園で日本に對する日本の地位の主張の立派なものである。依願免本官の旨があった。巴里着のハム司氏

弾圧を受けた為成・元長崎地裁判事

関係者「時代逆戻り」と警鐘

っていた。しかし、当局による市民監視はさらに先鋭化しており、摘発の対象は「天皇の名において」裁判をする判事も例外ではなかった。

33年2月下旬、当局は治安維持法違反容疑で為成氏の身柄を拘束。各地で裁判官や裁判所職員らの摘発に踏み切った。為成氏は東京の刑務所に移送された。隣房の男が壁越しに「裸にして椅子に縛り付けられ、木の棒で殴られた」と訴えるのを聞き、憤激した

と随想集にある。

為成氏はその後、懲役5年(控訴審で懲役3年に減刑)の実刑判決を受けた。拘留は約3年に及んだ。戦後、法曹資格を回復し、埼玉県で弁護士として活動。95年に生涯を閉じた。

埼玉総合法律事務所と同僚だった村井勝美弁護士(71)は、治安維持法が猛威を振る

Q&A

治安維持法 1925年4月、国体(天皇を中心とする国のあり方)の変革や私有財産制度の否認を目的とする結社などの取り締まりを目的に公布。当時「権力による乱用の危険が大きい」と反対運動もあったが、政府は共産主義運動への適用が目的だと説明。しかし、41年3月の全面改正で予防拘禁が導入されるなど重罰化し、摘発対象は労働組合や宗教団体、言論人などに広がった。

った時代と、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案が参院で審議されている現代を重ね合わせ、「共謀罪」は平成の治安維持法。信念に従って行動しても警察に逮捕されるような、そんな暗黒の時代がまたやって来る」と憂う。

為成氏の長女三井春子さん(79)「さいたま市」は、勉強一筋「仕事一筋」だった父が逮捕されたことがあると聞かされ、驚いた記憶がある。そんな時代に逆戻りしてはいけないと静かに語った。(北川恵)

6/23 24

6/23 () 24

7/26

□□□□□□□□□□→□□□□

□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□7-12-1□□□□4□□□□□□□□□□ □048-862-0355□fax048-866-0425

第10回 公正な税制を求める市民連絡会 学習会

特別
企画

生活者の財政へ —格差社会を超える『対話の力』—

新著「対話する社会へ」を出されたてるおか いつこ暉峻淑子先生特別講演!

能力に応じてみなでお金を出し合い、生活の土台を支える「共有財産」を作っておくこと、それが税金の本来の目的のはずです。ところが、政府は、大企業や富裕層に大きな減税をする一方、庶民に対しては増税と社会保障の削減を行いました。そのため、自己負担に耐えきれない私たちの生活と社会は破壊されつつあります。この流れは、今後いっそう強まるでしょう。

国の財政は、私たちが政府に預けたお金であり、病気や失業などに備え、前もって収入の一部を共同で積み立てておいて、いざというときにその積立金

を使って、お互いを助け合うためのものです。

暉峻さんは、格差を助長する国家システム—税と社会保障の問題を指摘され続け、共有する社会システム（社会保障制度や社会資本など）について、税や保険料の拠出者である私たち市民が互いに話し合い政府に異議申し立てと提案をする「討議デモクラシー」の重要性を指摘してきました。

この学習会において社会の分断・対立や格差社会を超えて、生活者の財政を構築し、公正な社会を実現するために、私たちひとりひとりができることを、一緒に考えてみませんか。

講師 てるおか いつこ
暉峻 淑子先生
(埼玉大学名誉教授)



講師プロフィール
1928年大阪府生れ、1963年法政大学大学院博士課程修了。専攻は生活経済学。ベルリン自由大学客員教授、ウィーン大学客員教授などを歴任。政治、経済、教育、福祉などさまざまな問題について発言し、ユゴスラビア難民を支援するNGOの活動や、憲法と教育基本法を守る活動にも力を注いできた。現在、埼玉大学名誉教授。

おもな著書
『豊かさとは何か』1989 岩波新書 『豊かさの条件』2003 岩波新書
『ほんとうの豊かさとは』2003 岩波ブックレット
『対話する社会へ』2017 岩波新書 他多数

資料代 **1,000円** (経済的に困難な方は無料)

主催 **公正な税制を求める市民連絡会**

日時 **2017年**
7/26 (水)
18:30~20:30

会場
**主婦会館プラザエフ
地下1階・クラルテ**
●JR四ツ谷駅麹町口前(歩1分)
●地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅(歩3分)



事務局連絡先 弁護士 猪股正
さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 Tel.048-862-0355 fax048-866-0425



□□□□□□□□□□

□ □□**13**□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□←□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□

共謀罪に レッドカード！！



わたしたちも
逮捕される!?

作家 **雨宮処凛さん**講演
共謀罪に反対する市民集会

平成29年6月7日（水）

ウェスタ川越1F 多目的ホール

（川越駅西口徒歩3分）

午後7時 開演（午後6時30分開場）

入場無料（事前申し込み不要）

主催 埼玉弁護士会

共謀罪に レッドカード！！



わたしたちも
逮捕される!?

衆院法務委員会参考人

加藤健次弁護士(第二東京弁護士会)講演

共謀罪に反対する市民集会

平成29年6月9日(金)

浦和コミュニティセンター多目的ホール
(浦和駅東口前 浦和パルコ10階)

午後7時 開演 (午後6時30分開場)

入場無料 (事前申し込み不要)

主催 埼玉弁護士会

共謀罪に レッドカード！！



わたしたちも
逮捕される!?

首都大学東京教授 **木村草太さん**・

作家 **雨宮処凛さん** 講演

共謀罪に反対する市民集会

平成29年6月13日（火）

越谷コミュニティセンター小ホール

午後6時30分 開演（午後6時開場）

入場無料（事前申し込み不要）

主催 埼玉弁護士会

2012年2016年1月1日2016年23005
 2012年2016年1月1日2016年23005



2012年2016年1月1日2016年23005
 2012年2016年1月1日2016年23005

- [NHK 2017年5月24日 NHK NEWS WEB](#)
- [TBS 2017年5月24日 TBS NEWS](#)
- [2017年5月24日 5 - Yahoo!](#)
- [2017年5月24日](#)
- [2017年5月24日 web](#)
- [2017年5月24日 web](#)
- [2017年5月25日](#)

- [「新聞」 2017年5月25日「新聞」](#)

6/13 「新聞」

「新聞」
「新聞」
「新聞」

「新聞」
→<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2017/170613.html>

「新聞」
「新聞」
「新聞」

「新聞」
「新聞」
「新聞」

「新聞」
「新聞」

「新聞」
「新聞」

「新聞」
「新聞」
「新聞」
「新聞」 → 「新聞」
「新聞」
「新聞」
「新聞」
「新聞」
「新聞」
「新聞」

□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□

【□□□□□□□□□□】
□□ □□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□ □□□□ □□□□□□□□□□□□□□

【□□□□】

[PDF□□□□□□□□ \(PDF□□□□;540KB\)](#)

□□□□
□□□□□□
□□
□□□□□□□□
□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□

シンポジウム「最低賃金引上げには何が 必要か？法制度と運用面の課題を探る」

当連合会は、最低賃金の大幅な引上げが貧困問題を解決する上で、もっとも重要な課題の一つと位置づけ、2011年6月16日付け「最低賃金制度の運用に関する意見書」を公表し、2013年8月2日付け「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」以降、毎年、繰り返し、最低賃金額の大幅な引上げを求めてきました。

政府も、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国最低800円、全国平均1000円」にするという目標を明記し、2015年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」等においても、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金額の引上げに努めるべきことを明記しています。

最低賃金の引上げをめぐるっては、特に地域経済や中小企業の経営や雇用への影響が議論されてきました。当連合会は、最低賃金の引上げについての調査・分析のため、青森県及び鳥取県の実情を調査し、最低賃金についてのパンフレットも作成しました。

今回のシンポジウムでは、これまでの調査結果についての報告をするとともに、そこから浮かび上がった法制度上及び運用面での課題について、専門家等を交えて議論し、みなさんと一緒に考えたいと思います。多くの皆様の御参加をお待ちしております。

JFBA 日本弁護士連合会

プログラム(予定)

- ◆基調報告：当連合会貧困問題対策本部委員
「青森県・鳥取県調査報告（結果）について」
- ◆パネルディスカッション
 - 藤田安一氏（鳥取大学名誉教授・鳥取地方最低賃金審議会元会長）
 - 神吉知郁子氏（立教大学准教授），他
- ◆会場発言



アクセス(交通案内)

- 地下鉄丸の内線 露ヶ間駅(B1-b出口)から徒歩1分
- 地下鉄日比谷線 露ヶ間駅(B1-b出口)から徒歩1分
- 地下鉄千代田線 露ヶ間駅(B1-b出口)から徒歩1分
- 地下鉄有楽町線 桜田門駅(5番出口)から徒歩8分
- 地下鉄日比谷線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分
- 地下鉄千代田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分
- 都営三田線 日比谷駅(A14、A10出口)から徒歩10分

参加費・事前申込不要

2017年6月13日(火)

18:00~20:00

弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただいております。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

主催：日本弁護士連合会 お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL03-3580-9857

私が賛成する最大の理由は、国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪が犯罪組織参加罪を設けることになっ

ている。この条約は2000年に採択され、現在187カ国が批准している。国連加盟国で批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていないの

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪な信頼性や日本の金融機関対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大きな問題となつている。最近の罪組織に限定、対象犯罪を絞

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸出に関わっている。これらはISの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

共謀罪 わたしの視点

「共謀罪」の成立で、二、三年、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察が調べる自然な平和を守るため、企業側は個人情報を流出した。警察は企業との会議録を閲覧し、警察が「大々的な市民運動」を展開する「御社の事業も進まない」「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

「共謀罪」の成立で、二、三年、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察が調べる自然な平和を守るため、企業側は個人情報を流出した。警察は企業との会議録を閲覧し、警察が「大々的な市民運動」を展開する「御社の事業も進まない」「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

自由と安全 均衡必要

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸出に関わっている。これらはISの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

公共政策調査会研究センター長 板橋 功さん



いたばし・いさお 1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国土館大学非常勤講師。専門はテロ問題。

民に分かりやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。常に自由と安全のバランスを考えながら議論しないと

埼玉弁護士会 伊須 慎一郎さん



いす・しんいちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

市民活動の抑圧危惧

市民活動への不当な介入が行われると、市民の思想・良う。われている共謀罪が成立し、心、プライバシーが広範に侵襲されることになってしま 規定が定められている。例え

は、労働組合や市民活動の中に送り込まれたスパイが、情報収集して警察に自首すれば刑が免除される。そのため、グループ内は疑心暗鬼になる。集会・結社の自由は侵害され、市民活動に被害をもたらす。

(聞き手・岩橋歩)

